

意見書

平成 23 年 8 月 22 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいはりょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

Mail

TEL

FAX

「電気通信分野における競争状況の評価 2010（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
II	3	<p>【総務省案】</p> <p>II 移動体通信領域</p> <p>第2章 移動体通信サービス市場における主要指標の分析及び競争状況の評価</p> <p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 移動体通信サービス市場(携帯電話・PHS(MVNOを含む))における契約数は11年3月末時点で1億2,329万(対前年比6.0%増)と引き続き増加傾向。事業者別のシェアを見ると、この一年におけるソフトバンクモバイルの純増数が大きくなっているものの、NTTドコモのシェアは依然として高く(11年3月末時点47.1%)、他の競争事業者とのシェアの格差は大きい。 2. 市場支配力に関しては、このような寡占的な市場構造の下、NTTドコモは市場支配力を行使し得る地位にあり、また、上位3社のシェアについても94.5%と極めて高い水準にあり、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にある。しかしながら、第二種指定電気通信設備に係る規制の存在とともに、近年のスマートフォン等の新しい端末やサービスの導入等により競争的な市場環境であること等から、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。 3. なお、移動体通信サービス市場については、無線のブロードバンド化、ビジネスモデルの多様化等を踏まえ、通信レイヤー以外のレイヤーの動向も把握していくことが必要。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省殿案では、移動体通信市場は上位3社におけるシェアが94.5パーセントというきわめて高い寡占的な市場構造の下、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位であると評価する一方で、第二種指定電気通信設備制度の存在やスマートフォン等の新しい端末、サービスの導入等により、競争的な市場環境であり市場支配力を行使する可能性は低いと評価しています。 ・ しかしながら、この競争的な市場環境であるという評価が移動体通信市場シェア上位3社間での評価なのか、またはMVNOや当社など新興事業者も含めた移動体通信市場の全体での評価なのかを明確化する必要が

		<p>あると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートフォンや新たなサービスの導入については、事業者がSIMロック解除の対象可否を端末(スマートフォン)ごとに任意に決められる状況や垂直統合モデルで提供していた上位レイヤーサービスをスマートフォン端末上でも利用可能とすることで垂直統合による利用者の囲い込み戦略を維持する傾向もあり、一概にスマートフォン等の新たな端末やサービス等の導入が競争的な市場環境に寄与しない状況も評価を行う上では踏まえるべきと考えます。 また、市場支配力の行使に至らない根拠として挙げられている第二種指定電気通信設備制度については、主として「事業者間における接続協議における交渉上の優位性を持つ事業者」に対しての規制であると整理されており、接続義務が通信事業者全体に課されている制度状況下では必ずしも第二種指定電気通信設備制度の存在が直接的に市場支配力の抑止に結びついているという評価が適切でない可能性がありますので、第二種指定電気通信制度のレビューを行ない制度の有効性を競争評価でも分析する必要があると考えます。
II	26	<p>【総務省案】</p> <p>II 移動体通信領域</p> <p>第2節 競争状況の評価</p> <p>2.複数の事業者による市場支配力</p> <p>(2)市場支配力の行使</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、移動体通信市場においては、シェア上位の複数の事業者が協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。</p> <p>①番号ポータビリティ制度の導入等に伴い、定額制や各種割引の拡大等により、上位事業者間において新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われてきている。なお、料金面では、各事業者間において割引サービスの横並びの傾向も生じてきており、より充実したサービスが各社において導入されること自体は利用者利益の向上にも資するものである一方、新規の競争行動の相互牽制の表れ、又は相互牽制につながりかねない状況と考えることも可能であるので、留意が必要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波開放戦略により13年ぶりに携帯市場に参入した当社は、定額制で且つ高速なモバイルブロードバンドサ

		<p>ービスを他社に先駆け提供することで新たな市場を創出し、上位3社含めて市場を牽引して参りました。一方、音声サービスにおいてはシェア上位の複数事業者の牽制によって料金の横並び傾向など有効な競争が働いていない懸念があれば、競争評価で分析を行うべきと考えます。</p>
II	27	<p>【総務省案】</p> <p>II 移動体通信領域</p> <p>第2節 競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(1) 移動体通信におけるビジネスモデルの多様化(通信レイヤー以外の動向の勘案)</p> <p>移動体通信サービス市場では、技術革新による新たな財やサービスの導入など、外生的な要因が市場競争や競争環境に影響を与える可能性がある。このような状況を踏まえつつ、今後の注視事項として、以下の点を指摘する</p> <p>② 移動体通信においては、BWA_rやLTE_s等、無線通信の高速化が進展していることに伴い、データ通信サービスの利用が高まってきている。各事業者におけるARPUの推移を見ても、音声ARPUは各社とも減少傾向にあるが、データARPUについては各社とも微増傾向にあり、11年3月末には各事業者においてデータARPUが音声ARPUを上回っている状況にある</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LTEサービスの本格化に伴い、移動体通信においてはさらなる高速化や大容量化が進んでいくと考えられますが、競争評価において通信方式・通信速度に関する指標がないため追加することを要望します。また、固定ブロードバンドとの速度の差異が小さくなっていくことから、通信方式・速度を軸とした固定ブロードバンド領域と移動体通信領域における消費者選好に関する比較分析を行う上でもそれらの指標を追加することは有益だと考えます。

II	28	<p>【総務省案】</p> <p>II 移動体通信領域</p> <p>第2節 競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>2) MVNO事業の動向等</p> <p>① 移動体通信市場においては、MVNO事業への参入が相次いでおり、新規市場の創出やサービスの多様化を通じて一層の市場活性化に寄与することが期待されている。MVNOの参入状況や参入を阻害する要素の有無等について、引き続き注視していく必要がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争評価でMVNO事業の動向等を分析することに賛同します。MVNO事業の進捗を図るには、エリアの拡充、通信速度、新たなイノベーションなどMNO間での競争によって生み出される新たなサービスや接続料の低廉化などをMVNOが享受することが重要であり、そのためにはMNO間で確りと競争が行われていることが重要だと考えます。 ・ 従って、「MVNOの参入状況や参入を阻害する要素の有無等に加えて当社など新興事業者も含めたMNO間での有効な競争についても分析が必要」と追加いただきますよう要望します。
II	28	<p>【総務省案】</p> <p>II 移動体通信領域</p> <p>第2節 競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(3) SIMロック解除について</p> <p>① 我が国で販売される携帯電話端末の多くは、SIM (Subscriber Identity Module) ロックと呼ばれる設定がなされ、当該端末を販売する電気通信事業者以外のSIMカードを差し込んで使用することができなかった。</p> <p>② 総務省では、SIMロックの在り方に関し、10年4月に携帯電話事業者等からのヒアリングを実施し、利用者の要望を前提に事業者が自主的にSIMロック解除を実施するという方針に一定のコンセンサスを得られたこと受け、10年6月末に「SIMロック解除に関するガイドライン」⁹を策定・公表している。同ガイドラインは、11年度以降</p>

		<p>に発売される携帯電話端末を対象としており、現在、それにしたがって各事業者がSIMロック解除の取組みを実施しているが、今後、移動通信サービス市場にどのような影響を及ぼすかについて、注視していく必要がある</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「SIMロック解除に関するガイドライン」については、当面は事業者による主体的な取組みを期待することとして法制化は留保されましたが、今年4月からの事業者の取組状況に鑑みると事業者がSIMロック解除の対象可否を端末(スマートフォン)ごとに任意に決められる状況などは、利用者が積極的にSIMロック解除の機会を利用し、便益を享受するという環境とは言い難く、SIMロック解除が利用者に浸透しないというばかりか、事業者のSIMロック解除に関するインセンティブの喪失につながるといった、競争上の問題も懸念されるところです。 具体的な調査・分析項目としては、SIMロック解除による便益が大きいと考えられている、Androidに代表されるスマートフォンにおけるSIMロック解除に関する対応状況、SIMロック解除料金、通信レイヤーとプラットフォームの垂直統合度など供給側の分析や、SIMロック解除状態での販売についての要望など利用者へのアンケートを通じた需要側の分析などを行うことを提案します。
II	31	<p>【総務省案】</p> <p>II 移動体通信領域</p> <p>第3節 その他</p> <p>1. 携帯電話事業者間の接続料</p> <p>(1) 携帯電話事業者間の接続料は、基本的に事業者間の交渉により定められることになるが、第二種指定電気通信設備制度の下、NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラーについては、接続約款の届出・公表が義務付けられており、これらの事業者間の接続料については毎年引き下げが行われている(図表II-23、NTTドコモの例)。</p> <p>(2) また、コストの差異等があるため、単純な比較はできないものの、固定電話と携帯電話の3分あたりの接続料を比較すると、約3倍程度の開きがある。</p> <p>(3) 携帯電話事業者間の接続料に関しては、「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」(平成20年4月)、及び「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(平成22</p>

		<p>年3月)といったガイドラインが策定されているところであり、これらのガイドラインが有効に機能しているか否かといったことも踏まえる必要がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話事業者の接続料に関する累次のガイドラインは、第二種指定電気通信事業者を主な対象として、接続料算定の透明化や適正化を図り、接続料金の低廉化に資するものとなっており、取組みとしての一定の成果は認められるものと考えます。 ・ 一方で、NTTドコモ殿からは、市場への参入時期も加入者基盤も異なる携帯電話事業者全てに対して、一律的に着信ボトルネック規制をかけるべきという意見がありますが、これは現在の非対象規制の制度趣旨とは大きく乖離し却って規制によって先行大手事業者に対しより優位に機能する可能性がある点についても評価・分析をおこなう必要があると考えます。
III	16	<p>【総務省案】</p> <p>III インターネット接続領域</p> <p>第2章 ブロードバンド市場における主要指標の分析及び競争状況の評価</p> <p>第2節 ブロードバンド市場における競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(1)ブロードバンド市場におけるFTTHの分析の重要性</p> <p>①ブロードバンド市場におけるNTT東西のシェアは、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展する中、次章で見るとおり、FTTH市場におけるNTT東西のシェアと大きく関係してくるものと考えられる。</p> <p>③また、NTT東西によるNGNを利用した回線サービス「フレッツ光ネクスト」等も普及しており、今後、利用の拡大が見込まれることから、NGNを利用したサービスの動向についても留意すべきである。</p> <p>④いずれにせよ、今後ブロードバンド市場はFTTHが中心となってくることから、部分市場としてのFTTH市場について、様々な観点から重点的に分析することが必要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メタルから光ファイバへのマイグレーションの観点には、PSTNからNGNへのマイグレーションも含まれることを

		<p>明確にして頂き、競争環境に与える影響について注視頂くことを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2010年11月にNTT東西殿からPSTNの概括的展望が公表され、今後NTT東西殿のコア網におけるPSTNからNGNへのマイグレーションが促進されるものと考えられますが、以下に挙げたNTT東西殿の戦略的かつ排他的な移行が可能になることから固定通信市場全般におけるNTT東西殿の独占回帰の傾向が一層強まる懸念されます。 <ul style="list-style-type: none"> ◆メタル・PSTNサービス(加入電話、ISDN、ADSL等)におけるNTT東西殿の独占時代に培った巨大な顧客基盤の自社FTTHやOABJ-IP電話への移行。 ◆PSTNの廃止に伴いサービス基盤を失う競争事業者によるサービス(マイライン、ドライカップ電話、ADSL等)からNTT東西殿のFTTH・OABJ-IP電話への移行。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従って、今後の固定通信市場における競争環境の評価については、「メタル・PSTNの時代に培った競争環境の後退の抑止」や、現在電話網移行円滑化委員会でも議論されている「利用者負担の軽減を目的としたサービス競争促進による利用者の自主的なマイグレーションの担保」といった観点でも分析の必要があると考えます。
III	37	<p>【総務省案】</p> <p>III インターネット接続領域</p> <p>第3章 FTTH市場の主要指標の分析及び競争状況の評価</p> <p>第2節 FTTH市場における競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(1) FTTH市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性</p> <p>① 第2章(ブロードバンド市場)においても述べたとおり、今後、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展する中、ブロードバンド市場においてその部分市場であるFTTH市場が中心的な存在となってくることが予想される。</p> <p>② このような中、電気通信事業者をはじめ、FTTH市場に対する関心が高まってきており、政府としても、2015年頃を目途にすべての世帯においてブロードバンド利用の実現を目標とする「光の道」構想を推進しているとこ</p>

ろであり、10年12月にとりまとめられた「光の道」構想に関する基本方針においても、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後、3年後を目途に、その有効性・適正性について包括的な検証を行うこととしている。

③ このため、FTTH市場については以下のような点を注視しつつ、総合的かつ多角的に分析及び評価を行うことが必要である。

(イ) FTTH市場においては、設備競争とサービス競争の両面があり、その適正なバランスの下に競争が促進されることが重要である。

(ロ) 設備競争面について見ると、ボトルネック性の高い既存のメタル回線の所有に基づくNTT東西の優位性の下、NTT東西の光ファイバのシェアは全国で77.2%となっている(11年3月末)。一方、地域ブロック別に見ると、例えば電力系事業者がシェアを拡大している近畿ブロック、有力な競争事業者が存在しない東北や北陸の各ブロックなど、大都市圏と地方など、需要密度の差を反映した地域的な格差も見られるところである。このような状況を踏まえ、設備競争の状況については地域ブロックごとの詳細な分析も必要と考えられる。

(ハ) サービス競争面について見ると、FTTHは、

- ・ OABJ-IP電話との一体となった販売形態などに見られるように固定電話市場との関連性
- ・ FMCなどのサービスに見られるように移動体通信領域との関連性
- ・ NTT東西のNGNを利用した「フレッツ光ネクスト」の提供を受けて他事業者が行うインターネット接続サービスに見られるようなISP市場との関連性など、事業者間取引の状況も含め、市場横断的な分析が必要と考えられる。

④ さらに、移動体通信領域との関連性で言えば、近年の無線のブロードバンド化は著しく、BWAや第3.9世代携帯電話パケット通信サービス(LTE)など、近年のスマートフォン等の利用拡大に伴い、今後、急速に普及していくことが見込まれる中、将来的には、FTTHと移動系のブロードバンド市場との相互関係についてもしっかりと分析していくことが求められると考えられることから、その動向を注視していくことも必要である

【意見】

FTTH市場について、総合的かつ多角的な分析及び評価を行うことに賛同します。

■FTTH市場におけるサービス競争の促進について

- ・ FTTH市場においては、NTT東西殿の市場シェア74.4パーセント、設備シェアは77.2パーセントと依然

		<p>として独占化傾向にある状況である一方で、加入者の増加は昨年度に引き続き鈍化傾向が続いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> FTTH市場の現状は、一部の地域を除いてNTT東西殿以外に有力な競争事業者が存在しないことにより(参照;図表Ⅲ-23)競争が有効に働いていないと考えられ、また、比較的設備競争が進展している西日本エリアであっても全体的にFTTHにおける利用者料金はADSLと比べてまだまだ割高となっております。これらの状況は、設備競争だけではFTTHの利用率向上を達成することに一定の限界があることを示唆しており、「光ファイバの接続料の低廉化」や「光・NGNのラインシェアリング等の多様な接続形態」などのサービス競争を促進する政策により、多数プレイヤーによる競争の中でサービスの多様化、及び利用者料金の低廉化を実現させ利用率の拡大を目指すべきと考えます。 <p>■固定通信と移動体通信市場の相互関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> FTTH市場と移動体通信市場の相互関係は、FTTHとLTE・BWAといった移動系の高速ブロードバンドにおける競争関係と、これらサービスのFMC連携等による補完関係の性質の異なる2つの位置付けが存在するため、分析に当たってはこの点について明確に切り分けた上で行う必要があると考えます。 特に、NTTグループにおけるFTTHとLTEや、KDDIグループにおけるFTTHとCATV、LTE、WiMAXのように、アクセス技術を問わず市場領域を跨ぐ連携が可能な市場環境にあることに鑑みれば、相互補完的に利用されるような形態についても視野に入れ、FTTH市場に留まらず事業者がグループ間連携により産み出す市場横断的な支配力の影響について注視する必要があると考えます。
Ⅲ	39	<p>【総務省案】</p> <p>Ⅲ インターネット接続領域</p> <p>第3章 FTTH市場の主要指標の分析及び競争状況の評価</p> <p>第2節 FTTH市場における競争状況の評価</p> <p>3. 今後の注視事項</p> <p>(3)その他</p> <p>なお、10年2月、NTT西日本による他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した情報の取扱いに関し、業務改善命令が出されたところであるが、本事案の発生への対応も含め、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実行性を確保するための措置等を</p>

盛り込んだ電気通信事業法等の改正法が11年6月1日に公布された(同年11月末までに施行予定)。

【意見】

- ・ 2011年6月1日の事業法改正によりNTT東西殿の設備管理部門と利用部門の機能分離が義務づけられ3年後を目処に制度の包括的検証を行う方向性が示されたところですが、公正競争環境を確保する上では機能分離によるNTT東西殿の自主的な措置に加えて、常に制度が有効に機能しているかを評価する必要があり、競争セーフガード制度や競争評価といった従来の取組みも活用した実効的な検証スキームの確立が極めて重要であると考えます。
- ・ そのため、これまでの事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件の遵守状況の検証は、当該事案の発生状況を鑑みると現行の競争セーフガードでは不十分と考えられるため、制度の見直しを図っていただくことや監視機関を設置する等により検証機能を強化していただき、競争評価においては、各種法制度や競争ルールが市場にどのような結果として現れているかといった有効性の有無について評価すべきと考えます。
- ・ 2009年度競争評価アドバイザリーボード第1回(2009年12月3日開催)においても、「ある市場で有効な競争が存在しているかどうかという判断を競争評価で行うわけだから、規制がうまく機能しているかどうかについても見なければ、競争評価はできないのではないか。」「全体的にルールが機能しているかという点は重要。個々の部分については競争セーフガード制度で検証し、その検証を受けて、競争評価が全体としてシステムが動いているかを見るということだろう」と積極的な発言があり、弊社もその考えに賛同します。
- ・ したがって、「競争セーフガードの検証を受け、競争評価では各種法制度や競争ルールの有用性を評価する。」と記述頂くなど、制度の目的や有効性にまで踏み込んだ評価を行っていただけるよう要望します。

<p>第3編</p>	<p>6</p>	<p>【総務省案】</p> <p>第2章 今後の定点的評価の在り方</p> <p>3. 移動体通信領域における対象市場の追加等(データ通信)</p> <p>(1)従来の定点的評価では、固定系については固定電話領域(音声通信)とインターネット接続領域(データ通信)の2領域に区分し、個別に分析及び評価を行っている。一方、移動系については移動体通信領域(音声通信及びパケット通信)の1領域のみを分析及び評価の対象としており、移動系のデータ通信に関しては公式サイト数やパケット通信料等の指標については把握しているものの、分析及び評価は主として音声通信のみとなっている。</p> <p>(2)しかしながら、近年の無線のブロードバンド化を背景に、今後、移動系のデータ通信サービスが大きく拡大していくことが予想される中、移動体通信領域においてもデータ通信分野を分析対象として追加することが不可欠となっている(第3世代携帯電話、PHS、BWA、LTE、MVNO)。</p> <p>(3)また、移動系のデータ通信サービスを巡っては、固定系と異なり、そのビジネスモデルがネットワークレイヤー以外のレイヤー(コンテンツ・プラットフォームや端末の上位下位レイヤー)との連携も含めて多様化しており、各レイヤー間の相互関係を把握することは、移動系のデータ通信市場の競争状況を分析及び評価するに当たって重要な勘案要素になると考えられる。このため、移動系のデータ通信市場の分析及び評価に当たっては、上位下位レイヤーの動向を補完的に勘案して行うこととする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場環境の変化に伴い、定点的評価の在り方について見直しを行うことに賛同します。特に移動体通信領域について音声通信とデータ通信を分けて部分市場とすることは、移動系のアクセス技術の更なる高速化やデバイスの多様化、上位レイヤーのサービスの多様化などを見越し、市場動向や利用者の動向を的確に把握し市場における競争状況をより正確に競争評価に反映する意図であり適切であると考えます。
------------	----------	--

第3編	6	<p>【総務省案】</p> <p>第2章 今後の定点的評価の在り方</p> <p>3. 移動体通信領域における対象市場の追加等(データ通信)</p> <p>(5)なお、当面、固定系と移動系のデータ通信市場は別々の市場として画定することとするが、今後のLTEの普及状況や第4世代移動体端末の導入状況等を見つつ、将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要と考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省殿案に示されている「競争評価(定点的評価)のあり方(図IV-1)」では、固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定した場合の図が示されておりますが、これは今後LTEやBWAに代表される移動系アクセス技術の高速化に伴い固定系のFTTHやCATV、ADSLといったアクセス手段が複合的に利用される将来を見通したものであり適切な認識であると考えます。 ・ 今後の検討においては、固定系と移動系のブロードバンド市場を移動系と固定系のそれぞれのサービスが相互補完関係もって複合的に利用される場合(FMC市場)と、固定系と移動系のそれぞれのサービスが完全に代替性をもって利用される場合を前提に検討が必要だと考えます。 ・ また、固定系と移動系が複合的に利用されるようなサービスについては、市場領域を跨ぐグループ化、並びに同じ市場領域であっても事業形態を跨ぐグループ化が進む傾向が顕著であるため、このようなグループ一体で提供される形態についても留意して検討が必要だと考えます。
-----	---	--

【総務省案】

第2章 今後の定点的評価の在り方

4. 分析及び評価に用いる指標

- (1)これまでの定点的評価における分析、評価に当たっては、基本方針でも定めているとおり、契約数、契約数における事業者の市場シェア、市場集中度等の量的基準に関する指標の他、規制の存在、市場を巡る環境、事業者の地位(不可欠設備の存在等)、参入の容易性等を用いてきたところである。
- (2)この競争評価に係る指標に関しては、過去の競争評価に係る意見募集をはじめ、本年度の競争評価アドバイザリーボードが実施した事業者ヒアリングにおいても具体的な提案があった。例えば、事業者ヒアリングにおいては、企業グループ単位、ブランド力、通信速度、周波数帯域、事業の革新性、国際展開度等の項目が挙げられていたところである。
- (3)これらの項目については競争評価の指標として有効か否か、具体的にどのようなデータを収集し、それらをどのように市場の分析及び評価に反映させるかについてより専門的な検討が必要と考えられることから、今後の検討課題とする。

【意見】

今後の定点評価における分析評価の指標について、特に下記の点が重要であると考えます。

■グループ連携による市場横断的な支配力評価に関する指標導入について

- ・ 電気通信事業分野においては、市場領域(移動体通信領域、固定電話領域、インターネット接続)を跨ぐグループ化、並びに同じ市場領域であっても事業形態を跨ぐグループ化が進む傾向が顕著であり、事実上NTTグループ、KDDIグループ、ソフトバンクグループの3事業者に集約化されてきている状況です。
- ・ このような状況を勘案すると、単一市場に着目した事業者の市場支配力を測る現状の競争評価の手法だけでは、グループ全体で市場横断的なサービスを提供した場合の総合的な市場支配力を評価することは出来ないため、グループでの提供サービス、料金戦略、契約者数や収入などに着目した評価を取り入れていただきたく提案します。

■周波数に関する指標導入について

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後LTE等に代表される高速化や大容量化が促進される移動体通信市場においては、「エリア整備に有利なプラチナバンド」や「端末調達に有利な国際協調のあるバンド」、「大容量化・高速化には周波数の帯域幅」など事業者に割り当てられる周波数の質・量がそのまま事業者の競争力に直結し、より事業者の競争基盤としての重要性が高まるようになっていくと考えます。しかしながら、結果的に先行事業者への周波数の割り当てに偏在が生じていることも事実であり、周波数の割り当ての偏在はMNO間の競争上の格差を生じだけではなくMVNO事業者にとっても競争力のある周波数を持つMNOに選択肢が狭まるなどMVNOの競争にも影響が生じる問題です。 ・ したがって、移動体通信市場においては、テクノロジーの進化に伴う高速化、デバイスやサービスの多様化に伴う大容量化が進むことを踏まえて、事業者の競争力を測る指標として「周波数に関する指標」を加えることを要望します。 ・ また、競争評価で行った周波数と事業者の競争力との分析・評価結果を周波数政策にフィードバックするスキームについても併せてご検討いただきますようお願いいたします。
第3編	9	<p>【総務省案】</p> <p>第3章 戦略的評価の在り方</p> <p>2. 競争セーフガードとの連携強化</p> <p>(1) 上記1に述べたとおり、戦略的評価は毎年度、特定のテーマに焦点を当て分析及び評価を行うものであるが、定点的評価のみでは対応できない、又は定点的評価を補完するような事項を対象とすることにより、定点的評価と相俟って、技術革新が著しく、絶えずサービスの多様化・高度化が進展している電気通信事業分野の実態の的確な把握に一定の役割を果たしてきたと考えられる。</p> <p>(2) 他方、事業者ヒアリングにおいても意見が出されたところであるが、競争評価と、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性について検証する競争セーフガード制度との連携強化についても課題となっている。</p> <p>競争評価が事業者の各種データ等を用いて独占性の有無や市場集中度等を定量的・定性的に分析するのに対し、競争セーフガード制度が法律に基づき事業者からの意見募集を踏まえて対応するという手法の違いはあるものの、これまでも競争評価の結果と競争セーフガード制度の検証結果については可能な限り相互に活用してきたところである。</p>

しかしながら、特に、上述のとおり、政策的な重要性から幅広い視点での分析が求められているFTTH 市場については、そのネットワーク構成や機能が高度化・複雑化している中、従来以上に、FTTH市場の分析及び評価の勘案要素として事業者間取引の状況をより精緻に把握することが必要と考えられる。

(3)このような状況を踏まえ、過去の競争評価においても、戦略的評価において試行的に事業者間取引の取扱いについて検討を行ってきたところであるが、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。

【意見】

- ・ 競争セーフガード制度との連携を強化し、競争セーフガード制度の検証結果、措置・注視すべきとされた事項について戦略的評価のテーマとすることに賛同します。
- ・ また、競争評価においては、各種法制度や競争ルールが有効に機能しているか、それが市場にどのような結果として表れているか等の実態をとらえるべきと考えますので、「競争セーフガードの検証を受け、競争評価では各種法制度や競争ルールの有用性を評価する。」と記述頂くなど、制度の目的や有効性にまで踏み込んだ評価を行っていただけるよう要望します。
- ・ 2009年度競争評価アドバイザリーボード第1回(2009年12月3日開催)においても、「ある市場で有効な競争が存在しているかどうかという判断を競争評価で行うわけだから、規制がうまく機能しているかどうかについても見なければ、競争評価はできないのではないか。」「全体的にルールが機能しているかという点は重要。個々の部分については競争セーフガード制度で検証し、その検証を受けて、競争評価が全体としてシステムが動いているかを見るということだろう」と積極的な発言があり、弊社もその考えに賛同します。

以上